

○扶桑町短期集中通所等サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要領

令和2年3月30日要領第1号

## 改正

令和3年3月29日要領第7号

令和3年3月29日要領第13号

扶桑町短期集中通所等サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要領

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 短期集中通所等サービスの実施（第3条—第8条）

第3章 短期集中通所等サービスの基準

第1節 基本方針（第9条）

第2節 人員に関する基準（第10条・第11条）

第3節 設備に関する基準（第12条）

第4節 運営に関する基準（第13条—第42条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第43条—第46条）

第4章 雑則（第47条・第48条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この要領は、扶桑町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年扶桑町要綱第1号。以下「実施要綱」という。）に規定する短期集中通所等サービスにかかる人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）短期集中通所等サービス指定事業者 町が指定した短期集中通所等サービスを提供する事業者をいう。

（2）利用料 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る

対価をいう。

- (3) 短期集中通所等サービス基準額 利用料の算定について、別に定める短期集中通所等サービス基準の例により算定した費用額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (5) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (6) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

## 第2章 短期集中通所等サービスの実施

（一般原則）

- 第3条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
  - 3 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
  - 4 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めなければならない。
  - 5 短期集中通所等サービス指定事業者は、法人であるものとし、扶桑町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱（平成29年扶桑町要綱第2号。以下「指定要綱」という。）第2条第1項及び第4条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 当該申請に係る法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 申請者（当該申請に係る法人の役員等を含む。次号から第5号まで及び第9号において同じ。）が、法又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者
- (5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (6) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない者。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であ

ると認められるものに該当する場合を除く。

- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定要綱第5条の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者
- (8) 前号に規定する期間内に指定要綱第5条の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、当該申請に係る法人の役員等が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 法人の役員等が、扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）となっている者
- (11) 法人の役員等が、扶桑町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者  
(内容)

**第4条** 短期集中通所等サービスの事業は、通所サービスと訪問サービスを組み合わせ、一体的にサービス提供するものとし、各サービスの内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通所サービスは、訪問サービスに従事する理学療法士又は作業療法士が関与し作成したプログラムにより行うものとし、運動器の機能向上を中心に栄養改善や口腔機能に関する複合的なサービスを提供する。さらにはセルフケアに向けた動機づけを行うことにより、サービス終了後も継続的に機能維持・改善を図ることを目的に実施するものとする。
- (2) 訪問サービスは、生活の場における日常生活の課題に対する助言、指導及び環境調整等を行う。さらには自立した生活を送ることができるよう継続的なセルフケア意識の定着や社会参加を図ることを目的に実施するものとする。

(実施期間)

**第5条** 短期集中通所等サービスの事業を実施する期間、回数及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(再利用)

**第6条** 短期集中通所等サービスの事業は、概ね1年間以上の利用期間を空けて、ケアマネジメントの結果、短期集中通所等サービスの利用が必要であると判断される場合は、再利用できるものとする。

(利用中の中断)

**第7条** 短期集中通所等サービスの事業は、中断理由を問わず、利用者が短期集中通所等サービスを中断した場合は、サービス開始から6ヶ月の期間内であれば、中断後も継続して利用できるものとする。

(サービスの併用)

**第8条** 短期集中通所等サービスの事業を利用する場合は、次に掲げるサービスと併用して利用することはできないものとする。

(1) 実施要綱に規定する基準型通所介護サービス及び緩和型通所介護サービス

(2) 法18条第2項に規定する予防給付(福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修を除く。)

### **第3章** 短期集中通所等サービスの基準

#### **第1節** 基本方針

**第9条** 短期集中通所等サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びに日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の改善のための生活機能向上訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### **第2節** 人員に関する基準

(従事者の員数)

**第10条** 短期集中通所等サービスに従事するもの(以下「従事者」という。)は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通所サービスの実施にあたっては、通所サービスを提供している時間帯を通じて当該通所サービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師又は介護職員(以下この号において「理学療法士等」という。)のうち、1人以

上を配置するとともに、利用者が5人を超える場合にあっては5人を超える部分の利用者の数を10で除して得た数以上を配置しなければならない。ただし、理学療法士等については、当該短期集中通所等サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 訪問サービスの実施にあたっては、理学療法士又は作業療法士の資格を有した従事者のうち、1名以上が訪問しなければならない。

(管理者)

**第11条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

**第12条** 事業所には、サービスを提供するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに短期集中通所等サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定するサービスを提供するために必要な場所は、その提供に支障のない広さを確保すること。

3 第1項の設備は、専ら短期集中通所等サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する短期集中通所等サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 短期集中通所等サービス指定事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定基準型通所介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、短期集中通所等サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定基準型通所介護サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第22条第1項から第3項まで又は扶桑町基準型通所介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（平成29年扶桑町要領第3号）第7条第1項から第3項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに

規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第13条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条の運営規程の概要、短期集中通所等サービス従業者等の勤務の体制その他の利用申込者の短期集中通所等サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この項目において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、短期集中通所等サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、短期集中通所等サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、短期集中通所等サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 短期集中通所等サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち短期集中通所等サービス指定事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た短期集中通所等サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

**第14条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に短期集中通所等サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な短期集中通所等サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の短期集中通所等サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第15条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者から短期集中通所等サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会

意見に配慮して、短期集中通所等サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

**第16条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第17条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

**第18条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

**第19条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画

書が作成されている場合は、当該計画に沿った短期集中通所等サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

**第20条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第21条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスを提供した際には、当該短期集中通所等サービスの提供日及び内容、当該短期集中通所等サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスを提供した際には、提供した具体的な短期集中通所等サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

**第22条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する短期集中通所等サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期集中通所等サービスに係る短期集中通所等サービス基準額から当該短期集中通所等サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期集中通所等サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期集中通所等サービスに係る短期集中通所等サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 短期集中通所等サービス指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に短期集中通所等サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）

以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、短期集中通所等サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 短期集中通所等サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係る短期集中通所等サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該短期集中通所等サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

**第23条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期集中通所等サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した短期集中通所等サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第24条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに短期集中通所等サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって短期集中通所等サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

**第25条** 従業者は、短期集中通所等サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

**第26条** 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第27条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事

業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 短期集中通所等サービスの利用定員
- (5) 短期集中通所等サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

**第28条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者に対し適切な短期集中通所等サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者等によって短期集中通所等サービスを提供しなければならない。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 短期集中通所等サービス指定事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 短期集中通所等サービス指定事業者は、適切な短期集中通所等サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

**第29条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時に

において、利用者に対する短期集中通所等サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、業務計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 短期集中通所等サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

**第30条** 短期集中通所等サービスの利用定員の下限を3とし、短期集中通所等サービス指定事業者は、利用定員を超えて短期集中通所等サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

**第31条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

**第32条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第40条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備す

ること。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

**第33条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第27条の運営規程の概要、従業員等の勤務の体制その他の利用申込者の短期集中通所等サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(秘密保持等)

**第34条** 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 短期集中通所等サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第35条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第36条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

**第37条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、提供した短期集中通所等サービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 短期集中通所等サービス指定事業者は、提供した短期集中通所等サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 短期集中通所等サービス指定事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。
- 5 短期集中通所等サービス指定事業者は、提供した短期集中通所等サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 短期集中通所等サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

**第38条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した短期集中通所等サービスに関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して短期集中通所等サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても短期集中通所等サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

**第39条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者に対する短期集中通所

等サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。
- 3 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者に対する短期集中通所等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 短期集中通所等サービス指定事業者は、第12条第4項の短期集中通所等サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

**第40条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計等の区分)

**第41条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、事業所ごとに、経理を区分するとともに、短期集中通所等サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

**第42条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者に対する短期集中通所等サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第44条第1項第2号の短期集中通所等計画
  - (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的な短期集中通所等サービスの

## 内容等の記録

- (3) 第24条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第39条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録

### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(短期集中通所等サービスの基本取扱方針)

**第43条** 短期集中通所等サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 短期集中通所等サービス指定事業者は、自らその提供する短期集中通所等サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等が当該短期集中通所等サービスの終了後においても、維持・機能でき、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して短期集中通所等サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 短期集中通所等サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による短期集中通所等サービスの提供に努めなければならない。
- 5 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(短期集中通所等サービスの具体的取扱方針)

**第44条** 短期集中通所等サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 短期集中通所等サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確に把握し、当該利用者が有する運動器又は口腔機能、栄養状態等の課題分析を行うこと。

- (2) 短期集中通所等サービス事業所の管理者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、短期集中通所等サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な短期集中通所等サービスの内容、短期集中通所等サービスの提供を行う期間等について定めた短期集中通所等サービス計画を作成すること。
- (3) 事業所の管理者は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って短期集中通所等計画を作成しなければならないこと。
- (4) 事業所の管理者は、短期集中通所等計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 事業所の管理者は、短期集中通所等計画を作成した際には、当該短期集中通所等計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 短期集中通所等サービスの提供に当たっては、短期集中通所等計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう、当該利用者が有する運動器又は口腔機能、栄養状態等の課題解決に必要な支援を行うこと。
- (7) 短期集中通所等サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、短期集中通所等サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 短期集中通所等サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 短期集中通所等事業所の管理者は、短期集中通所等計画に基づく短期集中通所等サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該短期集中通所等計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する短期集中通所等サービスの提供状況等について、当該短期集中通所等サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、短期集中通所等計画に記載した短期集中通所等サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該短期集中通所等計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を短期集中通所等サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(11) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて短期集中通所等計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する短期集中通所等計画の変更について準用する。

(短期集中通所等サービスの提供に当たっての留意点)

**第45条** 短期集中通所等サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たり、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）におけるアセスメントにおいて把握された課題、短期集中通所等サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な短期集中通所等サービスの提供に努めること。

(2) 短期集中通所等サービス指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う短期集中通所等サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。

(安全管理体制等の確保)

**第46条** 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう緊急時の連絡方法をあらかじめ定めおかななければならない。

2 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な短期集中通所等サービスの内容とするよう努めなければならない。

4 短期集中通所等サービス指定事業者は、短期集中通所等サービスの提供を

行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

**第47条** 短期集中通所等サービス指定事業者又は短期集中通所等サービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 短期集中通所等サービス指定事業者又は短期集中通所等サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

**第48条** この要領に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月29日要領第7号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月29日要領第13号)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の第3条、第28条、第29条、第32条及び第40条中「講じなければならない。」とあるのは、令和6年3月31日までの間は、「講じるよう努めなければならない。」とする。

別表（第5条関係）

種別	期間	回数	時間
通所サービス	サービス開始から概ね3ヶ月又は概ね6ヶ月	1週間に1回（全24回）以内	1回につき2時間程度
訪問サービス	サービス開始から概ね3ヶ月又は概ね6ヶ月	通所サービス開始時、通所サービス開始後概ね3ヶ月後、通所サービス終了時に各1回（全3回）以内	1回につき20分以上80分程度